

○議長（神山章憲）

次に、2番池尻浩一君の登壇を求めます。

○2番（池尻浩一）

2番池尻です。通告どおり、事項要旨に沿って質問させていただきます。

まず、ふるさと納税の現状、これは以前も質問させていただいたことがあります、当初は地方同士の税の奪い合いとも受け取れる状況でありました。地方交付税に対して、これは平等性が欠けている不満もありますが、現状、早期取り組みによって他の地域に負けられないというのが町の正しい考え方かとも思われます。

そこで、そのふるさと納税の収支状況は現在どのようなようであるか。26年度の事業評価の内容にありますとおり、単位当たりの費用は昨年より悪化していないということが書いてありました。町に入ってくる寄附金、町民が他の地域に出した寄附金、事業に係る人件費、事務手数料、その他ふるさと納税の狙い、話題となっている謝礼品、特に地域の産物ですね。そういうものの宣伝効果なども加えながら教えていただきたいと思います。それを踏まえて、広川町では今後も拡充すべき事業であるかどうか、これを聞きたいと思います。

さきに質問させていただいたときに、この事業の広告媒体、手段の最大のものであると言われていたホームページの改善状況はどのようなか、謝礼品面だけでなく全体のバランスというものも重要と思われるので、その改善面、全体のポイントなどありましたら、そこも教えていただきたいと思います。

2点目、公共施設の維持管理について、特に武徳館は築40年を超えるものであります。これは昭和47年竣工となっております。老朽化は否めない状況ですけれども、今後の扱いはどのように考えておられるか。現在、窓はあかない、閉まらない、更衣室は物置状態でありますし、ただ、これが幸か不幸か、耐震構造の基準はクリアしているとのことで、建てかえも補助金のバランスもありますので、すぐには進まない状況でもあります。今後、下広川小学校建設があり、庁舎もそろそろの段階であるとは思いますが、さらに町民交流センターなどもまた新しい建物ですが、メンテナンスを含めた長寿命化に対する具体的な考えというものがあるかどうか、これも聞きたいと思います。

3点目、施設維持に深くかかわる部分ですが、指定管理について協定書の内容が非常に抽象的だと思われま。引き継ぎ、金額でも問題が出てくる上、管理状況にも問題があると思われま。もう少し詳細なマニュアルの必要性はないかどうか、利用者からの苦情や不満が多いところでもあります、指定者による管理が本当にきちんとできているのか、伺いたいと思います。

では、あとは質問席で伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（神山章憲）

町長。

○町長（渡邊元喜）

池尻議員の質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の現状ということですが、ふるさと納税の収支状況についてですが、平成26年度の実績を御報告させていただきます。

収入といたしましては、ふるさとづくり寄附金369件、4,940千円で、寄附に対するお礼としての特産品発送の経費といたしまして、報償品費1,100千円、発送費用370千円、合計の1,470千円で、寄附額の約30%の経費がかかっております。また、ふるさと納税は寄附額のうち2千円を超える部分について所得税と住民税から原則全額が控除される制度ですが、広川町民が行ったふるさと

納税に対しての町民税控除額は約500千円となっています。

平成27年1月1日以降の寄附金から住民税における特例控除額の控除限度額が引き上げられ、寄附の上限がほぼ2倍となったこともあり、ふるさと納税についての関心は高まっております。当町でも今年度8月末現在の寄附額は153件、3,080千円となり増加傾向にあります。

御指摘のように、ふるさと納税については地方同士の税の奪い合いということにもなっていますが、町といたしましては、ふるさと納税は町特産品PRの有効な手段として、今後も拡充していきたいと考えております。現在、17種類の特産品をお礼として選定していますが、次年度に向けて特産品の拡充等も計画しております。今年度8月末より、ふるさと納税事務の一括代行業務委託をしておりますが、それによりインターネットによる全国規模での検索が容易にできるようになりました。また、ホームページにもふるさと納税の専用公式ページを作成し、PR強化に取り組んでおります。それに加えて、現在、ホームページの全面リニューアルに向けた準備作業を進めており、平成28年3月下旬には公開予定です。

このリニューアルは、利用者の視点に立った利便性の向上を第一に考え、また情報を発信する側も操作が容易になり、より多くの情報を掲載できるため、利用者のニーズに合わせた、よりわかりやすいホームページを目指しております。今後さらに、広川町の情報を迅速に、またタイムリーに発信していきます。

次に、公共施設の維持管理についての質問ですが、公共施設の老朽化の問題は全国の自治体が抱える重要な課題となっています。本町においても同様に重要な課題でありますので、現在、町が所有する公共施設の現状を適切に把握し、各施設の利用需要の見込みや利便性の向上、施設の整備、維持管理に必要な将来的な財政負担額や世代間の負担の平準化などを図ることなどを目的として、広川町公共施設等総合管理計画の策定作業を今年度から来年度にかけて行います。この計画の中で更新時期が近づいている施設についての更新を検討してまいります。また、町民交流センター「いこっと」のような新しい施設や、建設中の下広川小学校のように、これから整備を進めていく施設についても、今後の点検・診断の実施方針を示し、適切な維持管理、修繕、更新計画によって長寿命化を推進してまいります。

次に、指定管理者についての御質問ですが、現在、本町では都市公園、産業展示会館、保健福祉センター、ゴットン館を指定管理としております。それぞれに指定管理者と締結した基本協定に基づき、各年の業務契約を結んでおります。指定管理ですので、一定の裁量は認めた上で、住民サービスの向上を目的とした管理・運営を推進しているところです。指定管理ですので一つ一つ細かいところまで指示することはありませんが、住民にとってよりよい施設となるよう指導してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神山章憲）

2番池尻浩一君。

○2番（池尻浩一）

ふるさと納税について、非常に収支的にまずこれがマイナスでないとすれば、ここが一番大事なポイントかとは思いますが。福智町とかは4月、今年度は寄附金が1億円を超えるといった内容も新聞に取りざたされていますし、そこを厳しく争うのかどうかというのは、ちょっといろんな面で問題かとも思います。

ふるさと納税の目的としては、やはり都市部に住む人たちから出身地、地元、ふるさとへの寄附という形、それを謝礼品という形で地域特産物のPRと、そういったものがきちんとあります

が、正直その謝礼品が過剰になっているものと、地域の特産物でないものを謝礼品としてどんどん持ち込みながら寄附金を募るといった、そういう形がだんだん問題となっております。広川町の今後の目的としては、またさらに、その面ではどのようなお考えがあるか、ちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（神山章憲）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

特産品につきましては、先ほど池尻議員からも言われるように福智町さんでは百数十種類の特産品を用意されているということでございますけれども、広川といたしましては現在17品目を特産品として謝礼としておりますけれども、主な内容につきましては、工芸品といたしましては久留米がすり、それからフルーツがブドウ、ナシ、イチゴ、それからアイスクリーム、広川ブッセ等のスイーツ、こういう内容で17品目を選定しております。

J Aさん、商工会さんなどと特産品としてPRできるものを今も幾つか選定を進めておりますけれども、今後につきましては、広川町をよりPRできるものについて拡充をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神山章憲）

2番池尻浩一君。

○2番（池尻浩一）

これもやはり寄附は一時的なブームとして残るものもありますし、地域の産物、そういった、特に広川町のPR、これはもう恒久的に長期にわたり期待できるものでありますから、個人的にはそういうものを進めていく形であってほしいと思います。本来ならば、これは国が地方交付税として税収格差をきちんと是正するのが本来のやり方だと思っておりますけれども、地方活性化のために特に国が政策として掲げているものなら、やはりそれに従って進めていくのが正直仕方ないことだとも思います。収入面も今後、PRと伴って税収を上げていただきたいと思って、頑張っていたきたいと思います。

ホームページを媒体として、今度リニューアルもしていくということですが、検索に対して以前がもうとにかくアクセスのスピードが悪いと、検索するに当たって内容が非常に複雑であるということ。検索する側にとってはわかりやすく、内容をよく進めていきたいという思いがありますが、その辺の工夫内容というのは、回答にも少しありましたけど、もう少し内容を説明できましたらお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（神山章憲）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

PRの方法としての町のホームページの活用でございますけれども、今年度からふるさと納税事務の一括代行ということで株式会社サイネックスというところに業務委託を行っております。そのサイネックスのほうとプロモーションの協議をいたしまして、現在、8月末から町のホームページの中に、このふるさと納税の公式ページをつくっております。町のホームページを開いていただきますと広川町のふるさと納税ということで、そのページをクリックいたしますと、ワンクリックでそのページに入れるということにしております。

それと、あと1点につきましては、町のホームページの中からポータルサイト、このサイネッ

クスが運営しております全国規模のふるさと納税を紹介しているサイトですね。これには全国の町村、ここに加盟して使っているところの町村が出てくるわけなんですけれども、そちらのホームページにも町のホームページからワンクリックでアクセスできるようにしております。逆に、このポータルサイト、全国からサイトを見ている方が広川町の特産品のところを見てクリックしていただくと広川町のホームページに入ってくる、一発で入ってこられるということで、広川町のPRにもなっているものと思っております。

今後、このホームページを活用いたしまして特産品のみならず、町のPRの一手段として考えていっているところでございます。

以上です。

○議長（神山章憲）

2番池尻浩一君。

○2番（池尻浩一）

一括代行ということですが、その事務手数料なんかも聞くことができますでしょうか。

○議長（神山章憲）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

こちらの手数料といたしましては、寄附をいただきました寄附金の12%を事務手数料としてこちらのサイネックスさんのほうに支払うという協定を結んでおります。

以上です。

○議長（神山章憲）

2番池尻浩一君。

○2番（池尻浩一）

パーセンテージ、割合で手数料が払われるということは、やはり代行される側にもちょっとやる気等出てくるものと思いますので、本来もう住民サービスの場であるところが、そういう営業面でががつつして時間をとられるというのは非常にちょっと寂しい部分もありましたから、この代行業者が頑張ってくれるというのは非常にありがたい形で、手数料も決して恐らくは高いはない部分になるかなと思いますので、期待したいところであります。

では、公共施設の維持管理について質問を進めていきたいと思っております。

武徳館は先ほど申しましたとおり、実際、窓があかない、閉まらない。更衣室は物置の状態にありますし、幕や玄関、壁なども申すまでもなく、かなり損傷がひどいところでもあります。事務所たるべきところは同じく物置状態になっていますし、本来の目的たるものの活用が実際になされておられません。町の公共施設、管理の象徴というべき建物になっていますが、実際四十数年たっておりますので、これが計画段階からかわった方々というのは恐らくここにはもうおりません。もちろん、責任はそこまで問えるものでもありませんけれども、今後のことも考えて意識の確認のために質問させていただきます。

ちなみに、この窓の開閉がしなくなった、もう40年たっていますけれども、この40年という期間程度で窓がもうあかない、閉まらないというような状況というのはどうかと思います。これの原因をどう考えておられるか、聞きたいと思っております。

済みません、じゃ、追加してよろしいですか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

実際、個人的な感覚でもあかない、閉まらないというのはとんでもない話だと思います。これがもう地震のときからなったのではなく、それ以前のときからもう話は出ていたものでありまして、

これを個人的な考えで言うなら、月に一、二回程度でも利用者にあけ閉めしていただくとか、もしくは管理者に、たかが月に一、二回、全部一回あけてください、空気の入れかえの考えと、さびくれて動かなくなる、そういうことを踏まえてきちんとしていけば、それだけでもよろしかったんじゃないかなと。それでもう、メンテナンスがわりに半年に一回ぐらいちょっと戸車あたりに油ぐらい差してくださいと、その程度でも、もう40年たった今でももっとスムーズにあけ閉めができたんじゃないかなと、そういうことができていたのかどうかも含めて、その原因というのは、今のは個人的な考えですけれども、それもどう思われますか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（神山章憲）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

武徳館の管理、貸し出しをしております教育委員会のほうからですが、今までにも議員のほうから質問がありましたとおり、管理の問題については適宜点検というものを今現在しておりますが、武徳館について窓があかないというふうなことで、利用者の方々に毎回、使用簿というものを差し上げております。その中に、施設のことについて御記入をいただく欄というものを使って、施設の状態を把握しようというふうなことでやっておりましたが、教育委員会のほうに武徳館の窓があかないというふうなところは来ていないのではないかと思います。私も先日から武徳館を利用しまして、暑かったので窓を全部下をあけたんですが、特に問題はなかったのではないかと思います。どこの部分の窓なのか、一応把握はしておりませんでした。議員のおっしゃいますとおり、油を引いたりとか、そういうふうな施設管理面についてはまだやっていないところがありますので、また検討なりしていかなくてはいけないというふうに思います。

○議長（神山章憲）

2番池尻浩一君。

○2番（池尻浩一）

1階は特に、とにかくスポーツで使うところが、やはりあそこは空調もありませんので、あけ閉めは頻繁にされると思います。問題は2階ですね。今、トレーニング器具を扱っている2階、あそこは本当もう長らくあけ閉めがされていない。本来は卓球場に利用してもらいたいということで場所をつくっていただいていたみたいですが、それもなくなって、あそこはもう本当に使用頻度が少ないところありますから、実際あけ閉めができません。さっきのあれを揚げ足とるわけではありませんけど、利用者に確認させているという受け方にちょっとなってしまうところもありますので、やはり小まめに利用者を含めて、役場の方たち、自分たちが使うときとか行かれるときで十分であります。全体的にちょっと確認しようかという意識も持っていただけたらなと思います。

武徳館を含めたその公共施設というのは、やはり住民の方々の、これはもう最終的には貴重な財産であります。公共財産としてやはり長期にわたって安全で美しく、快適に利用していくためには適切な時期に点検や修繕を行うなど、日常の保守管理に気を配っていただくことが本当に大切かと思えます。それを責任持って行うのは最終的にはこの行政現場でもありますから、その辺はもっと意識を強くして、今後の建物のためにもやっていただきたいと思えます。

ちなみに、このメンテナンスにつきましては、屋根の塗装は一般的な家庭とか建物にするならば、屋根塗装は塗装被膜防水とかで5年、シート防水されているところは10年、壁の防水吹きつけは10年、キューピクルや空調は15年と単純に言われていると思います。今後本当、町民交流センター、下広川小学校と新しい建物が続きますけれども、そういう意識と内容のもとでメンテナ

ンスの計画というのは、先ほど回答の中に総合管理策定の中でやっていこうという話がありますがけれども、実際、そういう数字とか期間を含めてやっていくなら、やはり問題が起きたとき、補修場所が出てきたときに今までどおり対応するのか、そういう内容も含めてちょっと聞きたいと思います。

○議長（神山章憲）

総務課長。

○総務課長（藤島弘義）

ただいまの池尻議員の御質問ですけれども、先ほど町長の回答の中にもありましたように、今年度と来年度、2カ年間で公共施設の総合管理計画というのを策定していこうということになっております。もちろん、その中では今御指摘のありましたような点検や診断を適正にやっていくということ、期間等も含めてですね。そういうことであつたり、それにあわせて維持管理、修繕の時期の実施方針であつたり、安全管理の実施方針、そういうことも含めた上での長寿命化策の方針、そういったものを含めた計画として策定していこうということで今予定をしているところでございます。

○議長（神山章憲）

2番池尻浩一君。

○2番（池尻浩一）

もうそういうことであれば本当に今後に期待したいと思っておりますので、本当によろしくお願ひします。今後の武徳館のような、もう最終的に壊すまで美しく、快適に利用できるような建物の長寿命化を期待したいと思っております。

次に、指定管理のほうに質問させていただきます。

先ほど答弁の内容に、一定の裁量は任せておくと。そもそも指定者管理制度というものが建物管理とか公園などを包括的に代行させることで、これはあくまでも行政処分であり、委託とは少し内容が違っている。そういうことをたびたび伺います。利点は、サービスの向上、管理運営費の削減、最終的には地方公共団体の負担軽減と、こういうものにつながるものが利点だと思っております。問題点は、恐らく指定管理料以外の費用負担を公共団体が持っていらっしゃる。また、引き継ぎが指定管理期間ということではがらっと入れかわりがある。こういうことについて少々問題点があると思っておりますが、これがそのまま町の問題とかかわっている。まず、その指定管理料、その他費用をちょっと聞きたいんですけど、指定管理料とその他費用の受け持ち、特に費用の受け持ちですね。修理等にかかわるものはどのように協定内で結ばれているか、聞きたいと思っております。

○議長（神山章憲）

総務課長。

○総務課長（藤島弘義）

指定管理を行っております施設等につきましては、先ほど町長の回答にありましたようなことで都市公園でありますとか産業展示会館、保健福祉センターということで幾つかございます。それで、その維持、修繕の部分についての御質問ですけれども、それぞれの契約の中で、幾らまではその指定管理料内で行うけれども、それ以上かかった場合には、その委託契約の中で、その契約金額を見直すとか、そういったことの取り決めをしておりますので、一律にこの金額までをどちらにするというような厳密な決め方は今のところしていない状況です。それで、御指摘のとおり、その辺については非常に曖昧な部分がありますので明確にしていくべき課題ではないかとい

うふうに考えておるところでございます。

○議長（神山章憲）

2番池尻浩一君。

○2番（池尻浩一）

先ほどの答弁の中に、やはり管理部分につきまして教育委員会、建設課ありますけれども、協定書を拝見させていただいたときに、やはり簡単な修理等に関する1事業に対しまして200千円を基本的にされていると確認させていただきました。その200千円に対しても、新築されたとか、新しくうたった契約、特に指定管理も大体5年でされている部分が幾つかあると思いますけど、単純にそれを例にとりまして5年という期間で、新しく建った最初の恐らく5年、10年というのは指定者管理側にも大して負担はかからないものと思っております。そろそろいろんな手が要ると、いろいろな部分が損傷してきたと、200千円を超える部分の大修理に関しましては町が持つものと理解しております。その1事業200千円ぎりぎりいかないという、その回数を超えたときに、頻繁に超えたときに、それを上限をなしにしているのか。これはもう、それを含めた、理解した指定者管理側の意識もあるでしょうし、もうそれも踏まえた上で契約してくれという町の考えもあると思いますが、その辺の考えとかはどうでしょうか。

○議長（神山章憲）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

先ほど総務課長が一般的に指定管理者以外の修繕費の問題については、若干曖昧な部分があるというお答えをいたしました。今、議員から御指摘のように、基本的には200千円の範囲内であれば管理者が受け持つというのが原則だろうと思っておりますけれども、例をとりますと、逆瀬ゴットン館にとっての200千円と保健福祉センターの200千円だったら、200千円と言いながらも全然その割合と違いますか、重さが変わってまいります。それと、議員御指摘のように、1回200千円でおさまればいいんですけれども、そこが200千円、180千円というのが5カ所、6カ所出てきた場合は、総額としては1,000千円を超えるという可能性もあります。そうした場合に、管理者で全額を出して修理するということが非常に難しいということがございますので、現在は一定その200千円というのを基準にしながらも、その施設の財政規模だとか、あるいは今申しましたように、年間何回そのようなものがあつたかということも考慮しながら、ケース・バイ・ケースで協議してきたという結果、若干の曖昧さが今残っているというのが現実です。ですから、もう少しこの辺については指定管理のあり方も含めて、そろそろきちんと全体を総括しなければならないというふうに思っていますので、その総括、評価の中から、この問題についてももう少し議論をしていければというふうに思っています。

○議長（神山章憲）

2番池尻浩一君。

○2番（池尻浩一）

一応、基本協定書の中には適切かつ円滑に管理、住民サービスの効率、効果の向上、また安全性の確保、これについてまず書いてあると思っております。年間協定書の中に恐らく金額、今年度こういう問題があります、昨年ありましたということで、内容が実際されていますけれども、実際にその金額については今後、また内容をよくしていただきたいと思っておりますけれども、また現在、その管理状況について今なされているかということについて、もう1つ質問させていただきたいと思っておりますけれども、実際に雑草の草刈り、樹木とか、特に運動公園につきましては、その雑草の、

皆さんわかるとおり、年間、どの期間によって草が伸びるか、もうこの期間は草は伸びないからしなくていいと、でも向こう側は一応年間、月1回、草を刈るとしておきましょうと、そうしておけば報告書としてからできる。でも、そういう状況じゃ結局だめなわけですね。伸びるところはもう2週間たつと、今度また町の行事で使いますと、もちろん、いつでも借りる側が、住民の方々が快適に使えるように、それを協定内に残しているわけですから、本当に伸びる時期というのはもう2週間でも伸びている状況でこれを使わなきゃいけないと。それはもう結果的になっていないことですから、そういう詳細な一つ一つの指導指摘はしないということが答弁の中にありましたけれども、その辺はもう少し内容よく、金額以上にもっと精査してもらわなきゃいけません。それに公園の樹木というのも、もう既に運動公園の交差点のあたりは樹木が電線にもかかっています。この間の台風みたく、それが原因で倒木によって断線があったと、逆瀬谷、小椎尾のほうは。そういう状況にあの公園近くを持っていくことは非常に大変なことですし、今そういう状況にあるということのを少なくとも、一つ一つ指導はしないと答弁があっても、それはしなきゃいけないんじゃないかと。最終的な確認をそういう管理の責任、最終的には責任者の中でそれができていないということが現実ありますから、その内容を把握されていますでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（神山章憲）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

公園管理につきましてでございますけど、特に立木とかは非常に育ち過ぎて、いろいろ支障が出てきているということは存じております。把握しておりますが、ただ、一般的に雑草除草の頻度、年間回数等につきましては、委託側からの年間の事業計画がございますので、それに基づいて実施しているところでございます。

それで、新たに指定管理を受けましたシルバー人材につきましては2年間、1年半、2年目を迎えておりますので、今年度末には、その事業計画が妥当なものか、その辺は十分把握、修正というのが必要になってくるかと思っております。要は、評定という形ではなかなか難しい面もございますので、やはり一番大事なのは利用者の方々の声であったりとか、いろいろな指摘があったりとか、その辺は真摯に受けとめて、またそれが委託者側に、ちゃんと管理者側に伝わるようなこともきちんと確認しつつ、それは最低年度末にその辺は、新年に向けまして、新たな来年度の実施計画に向けまして、その辺は十分お互いに意見交換したいというふうに考えております。

また、特に大きな立木については、やはり町のほうである程度は今後の伐採計画、全体的に球場の周りとかも大きく育ち過ぎている面もございます。ことしは公園以外でございますけど、中学校の横のプールとの間の立木も非常に育ち過ぎて電線等にかかりつつあったし、近所の方からも落ち葉等の苦情もあっておりましたので、その辺はやっておりますので、今、育ち過ぎた、特に道路沿いとか公園沿いの電線とかに支障がある分については、限られた予算の中で計画的に実施していくものだというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（神山章憲）

2番池尻浩一君。

○2番（池尻浩一）

先ほど指定管理者がかかって1年半、もう2年目を迎えているということですが、それも、ただ、管理する公園ができてからもう何十年たっております。いろんな指定管理者に任せてもらった上で、問題点とかそういうのはもう既に出てきておりますので、先ほどの話についてからの

問題点というのは引き継ぎの問題点ではないかと思います。その引き継ぎ内容とかがもうきちんとできていたかということについて、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（神山章憲）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

管理者としての引き継ぎということによろしいですかね。

一月、ちょうど年度が変わりですね。新たな指定管理者が一昨年度内に決定しましたので、変わり目の年度末には一月ほど、町の職員も同行しまして現場を調査したり、または事務的な引き継ぎ等は行っております。ただ、要領的なものについてはなかなか実感として、また実際やってみなければわからない部分も随分あったと思いますので、もう2年目に入りましたので、その辺は一定のサイクルというものを当然とられてあるというふうなことでございますので、考えているわけですが、一定の引き継ぎの期間は設けまして行ったということだけお答えはしたいと思います。

○議長（神山章憲）

2番池尻浩一君。

○2番（池尻浩一）

こちら側には恐らく引き継ぎということで問題点も生まれてくるだろうと思いますけれども、利用者に関してはそういう問題は逆になくて、その辺をきっちりしていただきたいというのが恐らく住民の要望かと思います。今後、協定書の内容もまた見直すということですので、その引き継ぎに関する内容とかも含めた上で精査していただきたいと思います。

先ほどの建物の管理、指定者に関しても、やはり苦情が来るような形ではいけません。やはり最終的に責任というのはこちら側にかかってきます。PDCAという言葉をよく聞きますが、チェック体制の甘さというのが少々あるのではないかと思いますので、その辺を簡単な住民任せの声だけでなく、やはり自分たちからも通りすがりとか利用時点で手に触れて、見て確認することも、自分たちから問題解決に進むということも非常に大事ではないかと思いますので、その辺も含めて意識を持って進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。